

第十九回国 参議院水産委員会會議録第二十八号

昭和二十九年五月二十四日(月曜日)午後二時十六分開会

委員の異動

五月二十二日委員山田節男君辞任につき、その補欠として片岡文重君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事 秋山俊一郎君
千田 正君

委員

青山 正一君
野田 俊作君
森 八三二君
木下 源吾君
菊田 七平君

政府委員

調達庁不
動産部長 山中 一朗君

事務局側

常任委員 岡 尊信君
会専門員 林 達磨君
会専門員 砂本 周一君

説明員

海上保安庁警
備救難部長 砂本 周一君

本日の会議に付した事件

○輸出水産業の振興に関する法律案
(衆議院提出)

○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等

の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案に関する件

○水産政策に関する調査の件
(東支那海における漁業安全操業に関する件)

○委員長(森崎隆君) それでは只今から水産委員会を開会いたします。

本日は議題の第一、輸出水産業の振興に関する法律案を先ず審議いたします。この法律案につきましては、いろいろ御意見を一応お聞きして、その上で修正等の問題につきましても、一応速記をとめ懇談会に移りたいと思ひます。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(森崎隆君) それじや只今から懇談会に移ります。速記をとめて下さい。

午後二時十七分速記中止

午後二時五十六分速記開始

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

それでは委員会を続けます。輸出水産業の振興に関する法律案につきましても、各委員からいろいろ御意見もあられますので、大体御意見の趣旨を勘案いたしまして、早急に修正案を作りまして本委員会にお諮りすることにいたしましたと思ひますので、そのように御了承願ひたいと思ひます。

もう一回懇談会をいたしますので速記をとめて下さい。

午後二時五十七分速記中止

午後三時十一分速記開始

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

それでは次に調査案件の一つとしてしまして目下建設委員会が審議中の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案に対する修正案というものが一応出ておりますので、これを中心に審議をいたしたいと思ひます。なおこの修正案はお手許にあると思ひますからそれを御覧願ひたいと思ひます。なおこれに関連いたしまして衆議院のほうからも、お手許にあると思ひますが、少し変わった修正案が参つておりますから、念のために衆議院の案がここにございますから、衆議院のほうでは大体各派の話し合いがすでにまとまつたようでありまして、鈴木善幸代議士からさつき私もちつたのであります。その修正案を讀み上げますと、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三項及び第四項をそれ、附則第四項及び第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 国は、国際連合の軍隊により日本国との平和条約の最初の効力発生の日から第二条の規定による措置がとられるまでの間に行われた漁船の操業の

制限又は禁止により、従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむつた損失を、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)の規定による損失補償の例により、補償する。」

こういふように修正案では一応話し合いができたところでございますから、これを参考にしたしながら本委員会では一応原案として出しました修正案をお諮りいたしますから御意見を逐次御発表頂きたいと思ひます。

○千田正君 今委員長のお読み上げになつただけではちよつと判断がつかない。衆議院の案が我々の手許に來ていないというところ、これはどの差があるという見当がつかないのです。大体今何つておるところを見るという、衆議院の案というものが、安全保障条約に基いてアメリカ側と日本との間に約束されたこの補償に関する例に倣つてアメリカの軍隊以外の国連軍による損害もその例に倣うというふうなのが根本のようであります。その我々の案との間にはどういふ差があるかということ、ちよつと今おつしやつただけではすぐに結論が出そうにもないので

○秋山俊一郎君 これはもつと検討して見なければわかりませんが、今ちよつと見たところでは例に倣うとなれば我々が修正しようとするものと少し違つて来ると思う。というのは、この協

定の効力発生までの間における期間に對する損害補償は我々は行へと言つておる。ところが例に倣うということではそれは見舞金ということになるのではない。見舞金とは書いてないけれども、その例に倣うということになると見舞金で行くということになる。そんなら初めからそう言うたら何も修正しないでもいいんじゃないかとちよつと考えられる。

○千田正君 今秋山君が言つた通りに、見舞金として出してしまへばとはいわゆる請求権というものはそれになくなる。

○森八三二君 今委員長の讀まれたのは附則を直すということ、この前委員会でも案が出て來て協議したのはそういうふうなところについては当然国が補償の地位に立つのだという主張でありましたのでやはり法律の本文にさういう国に義務が発生すると明記しておらないと、附則のほうにちよつと入れたのでは法律の体系としてどうかと思ひます。我々はそれが国の義務であるということ、これを主張しておる。その条項があつてそれに伴つて何か附則で書くならいいと思ひますが、本来の主張を附則に持つて來て加えるというのはいかぬ切れない感じがします。

○委員長(森崎隆君) 本委員会が只今審議しておりますのは、本委員会が一応皆様方の趣旨を勘案して出したこのプリントによる修正案が中心でございます。そこへ衆議院側の話し合いのついた修正案が持つて來られましたので

で、これを参考として一つ本委員会の修正案を討議して頂きたい、こう申しただけでございますから、どしどし御意見を願ひいたします。

○香山正一君 田口さんが来ていろいろ説明されたのと、大分或る意味からいうとかけ離れておるようによろしく考えられるから、これははつきりところの案で進んで行つたらどうですか。

○千田正君 これは衆議院としては複雑化を防ぐためか、単純に考えたほうが手取り早いという考えでやつたのか、要するに今までアメリカとの間にやられたように、做えばいいということのようですが、我々はもう少し真剣に本筋を割つて考えなければならぬやないか、そういう意味で相当慎重に考えてやつておるつもりです。

○委員長(森崎隆君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後三時十九分速記中止

午後三時三十六分速記開始

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

それでは委員会を続行いたします。本法案の修正に關しましては各委員の意見通り参議院で一応出しまして、この修正案を中心にしたしまして建設委員会に強く申入れたいと思ひます。なお衆議院での各派で一致した修正案も趣旨は同じでございますが、これが附則で謳つてあるところに参議院側の修正案と違つた点がありますので、この点は両院の法制局で十分打合せをして頂きまして、一本にまとめたものを、できますならば本院の修正案通りのものを衆議院にも御理解頂きまして建設委員会の方にこれを申入

れたいと思ひます。

それで次にもう一カ所修正を要する点がございますので、この問題につきまして附則第二の「附近」というところでございますが、これにつきまして調達庁のほうから一応それについての解釈と御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(山中一朗君) お答えいたします。只今委員長のお話にありまして、今度の法律改正に伴ひまして、附則第二項で「日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍」と申しておつたのを「日本国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊」というように提案いたしておるのであります。この問題につきましては我々我々として、特別損失の行為者としての軍隊の範囲が實質的に何ら縮小されたものでもありませんので、むしろこの際削つたほうがいいのじやないかと存じておるわけでありまして、と申しますのは、特別損失補償法におきましては、この配備されておる軍隊の行為の損失が、我々の行政権と申しますか、統治権と申しますか、日本政府の今までの相手方との話合ひで施設を提

供してある、或いは軍の行動が合意の上でなされておるものに関しましては、すべて過去においても現在においても、大体拾ひ上げましたところは全部日本国内で起るわけでありまして、従ひましてこの際これを削除したほうが疑義が残らなくていいのじやないか、と申しますのは、「附近」という言葉が我々といひまして、別に厳格な意味において領海三マイル説とか何とかいうものをとつておるのではありませんが、旧日本の行政権の及んでお

した沖繩或いは小笠原諸島あたりにおきまして、占領行政から来るところのいろいろ／＼な条件がその住民の生活権に与える問題につきまして特別損失補償法が適用されるのではなからうかというようなことでいろいろ／＼照会やら交渉があるわけでありまして、こういうことが曾つて行政措置上いろいろ／＼疑義を招きまして、相手方にも不便を与えるというふうな考えから今度削除しておるわけでありまして、何かこの点について御質問ありませんか。

○秋山俊一君 そういたしますと過去において、現在までの間に於いてアメリカ合衆国の軍隊が日本国内及びその附近に配備された合衆国陸海軍或いは空軍といつたようなものが漁業に及ぼした影響という事実は全然なかつたわけですか、過去において、過去といふのは現在までの間に於いて……

○政府委員(山中一朗君) 日本国内或いはその附近に配備された軍隊が漁業に及ぼした影響は全然なかつたとは申せません。御存じの通りアルファベツト地区その他におきまして、その軍隊の好意によりまして相当制限して影響がある場合がございます。併しここで申しますところの特別損失に該当するような損害があつた例は全然ございません。

○香山正一君 それではお聞きいたしますが、例えば今年の一月でしたか、或いは去年の暮あたりから若狭湾で空軍が演習しておる。あの方面は御承知の通り相当さんちやく網と申しますか、或いはまき網と申しますか、相当に漁業を大きくやつておるわけなんです、その空軍の演習によつて相当漁

獲高も減少されておる。こういうふうな建前の行き方に進んでおるものはこれは附近とみなすのですか、それとも国内といふふうな考へて進むべき性質のものですか、その点について承わりたいと思ひます。

○政府委員(山中一朗君) 答弁申し上げます。今香山委員から具体的な例につきまして御質問がございましたのであります。今、あの辺は御承知の通り附近に該当する場合があると思ひます。併しながら例をいたしましては表日本にもあつた例と、エアーとエアーというが、対空戦区域はございましたが、併しながらそういう場合も若し相当影響がありまして補償いたすべきときには漁船の操業制限の措置で今までやつておるわけでありまして、ただ向うとのいろいろ交渉の結果、対空戦については漁船の操業制限は必要なしということになりまして、又実際問題として漁業にどういふ影響があるのか、我々も非常に関心を持つておるわけでありまして、相成るべくは漁獲に影響のないものであれば、操業の制限措置などを講ぜず空戦地域で演習をやつてもらつたほうがいいという考へ方から、その方面の制限は全部撤去したわけでありまして、若狭湾につきましても相当上空におけるところの対空軍の相互間の演習でありますので、あの辺につきましては、地域としては指定しておりますが、操業制限その他の措置は講じていない次第であります。

○秋山俊一君 もう一遍伺ひます。この附近に配備されたアメリカ合衆国軍隊といふことは、沖繩とか、或いは小笠原ですか、或いは朝鮮とか、あいつたようなところを附近と称する

のですか。

○政府委員(山中一朗君) お答えします。我々が考へておる附近といふのはそこまで広い範囲ではないように考へております。と申しますのは、朝鮮なり沖繩といふような、朝鮮はちよつと性質が違ひますが、沖繩にしましても小笠原諸島にしましても確かに日本の領土にまだあると我々は考へておるのでございますが、全然行政権は現在及んでいないわけでありまして、従ひましてあの辺でどういふ軍の施設をするか、或いはどういふ行動をするかということにつきましては、政府とのいろいろの協議を持ちます合同委員会、施設特別委員会と何らの話合ひもないわけでありまして、従ひまして我々の考へておる附近といふのは、通俗な言葉で言ひますれば、日本の国と、或いは少し出て我々の生活と申しますか、或いは實際上の行動半径と申しますか、非常に目障りになる程度のところにおいて日本国内に影響があるという点、行政協定の本文などにありますイン・アバウト・ジャパンといふアバウトに該当するのじやないか。はつきりした定義は、ではアバウトはどこであるかといふことについて遺憾ながら政府内でも一致した見解はないようでございますが、大体そういうような点で非常に漠然としておりますが、日本の政府と話合ひのできる範囲内のところを我々は附近と、こういうふうにとつておるわけでありまして。

○秋山俊一君 この附近といふのは、軍隊が配備されている所をいうのでしよう。演習するとか何とかいう場所ではなくして、その軍隊が、この条文によると国内及びその附近に配備さ

れたアメリカ合衆国の軍隊、こうあるから、配備されたというのは、そうすると海の上のことになるのですか。

○政府委員(山中一朗君) 日本では大抵海の上ではないかと考えております。

○秋山俊一郎君 そうすると、そういう事例が先ずないというわけですね。

○政府委員(山中一朗君) 艦船あたりがそのところに碇泊したこともあると思います。ただ特別損失補償法ではその軍隊の行為が問題になるわけでありまして、ここで我々の言っております配備されたということだけで強く絞りますと、御指摘のような範囲が縮小された感じになります。特別損失補償法は、その配備された軍隊の行為が行政権の範囲内にありますれば、それは自然に救済されると我々はとっております。

○秋山俊一郎君 私の伺いますのは、こういう行為とか何とかではなくて、配備されたというのはどういう意味かという意味なのです。陸上とか港の中なら、船なり、或いは軍隊なり、或いは飛行機がそこに配備されているということがあるが、日本の附近というところになると、まあ沖繩も附近です、朝鮮も日本の附近だといえ言えないことではない、そういうところに配備されている軍隊の行為、こういうふうな考えか。そうではないに、日本国内に艦がついている水面とか何とか非常に狭い範囲のものか、どつちかということをお願いしているわけなのです。

○政府委員(山中一朗君) 只今秋山委員のお話のように、後段で、非常に日本国から接近した範囲で沖繩とか朝鮮を附近というふうに指定していない

と我々は承知しております。

○委員長(森崎隆君) ほかにこの点につきまして御質疑ございませんか。……では一応この問題はこれで御了解頂いたものと考えます。速記をとめて下さい。

午後三時四十九分速記中止

午後四時二十九分速記開始

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

それでは只今協議いたしました通り、本法律案の修正に関する修正意見につきましては、内容は前回申しました通り、衆参両委員会とも一致しておりますので、表現の形式はいろいろ変つておりますが、法制局に研究を頂いた結果、どちらでも大体趣旨は合致するという観点に立ちまして、一応衆議院の修正案を以て建設委員会に強く要望することに決定いたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(森崎隆君) ではそのように取計らいまして、その趣旨に従ひまして明日午前十時から連合委員会を開きたいと思ひます。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

東支那海の件につきまして御質疑を願ひます。

○秋山俊一郎君 最近新聞で見ますと、東支那海方面において中共と国連との間に何かいさざこざがあつて、日本の漁船が非常に行動範囲を狭められて、中には退去の指令をした。日本の漁業団体から警告を發したとか何とか

いうようなことを言つておりますし、新聞の点ですが、台湾の沿岸五十カイリ以内に入る場合には台湾の当事者でしか許可を受けないとか、通告しろというものがあつたといふことですが、最近どんな状況にありますか。その点海上保安庁におわかりでございますか。

○説明員(砂本周一君) 海上保安庁に入ります情報といたしましては、大体新聞に出る程度で、U・P電とか外国電報とかが入るのでございまして、何ら正式のものはどこからも受けておりません。ただ御承知でございますが、漁船が漁業してあります場合に、これは多くは台湾に近い海面でございまして、これは多くは台湾に近い海面でございまして、先ほどおつしやいましたような注意を与え、他の漁船に対してもその附近に入らないように伝えるような指示を与えておるのでございまして、併し正式には何らどこからも私のほうはそういう指示に接しておりません。

○秋山俊一郎君 そうすると、こういう情報は外務省でなければわからないでしようか、あなたのほうではどこでわかるのか、全然見当つきませんか。日本の周辺と言つてはおかしいが、日本の漁業者がそういうふうな困難な事態に立至つたときに、その情報はどこにも日本ではわからないといふこともおかしいと思ふのですが、どこで聞けばわかるのでしょうか。

○説明員(砂本周一君) 先ほど申し上げましたように、漁船もそういう場合に遭遇いたしますといふ通報いたしますので、その傍受によつてキャッチする場合がありますが、漁船が帰りましてからその状況は正式に文書その他

で通知をして参ります。そういう程度でございまして、これに対するいろいろな情報につきましては私のほうとしては内容にもよりますが、外務省その他に直ちに連絡はいたしております。その根拠とか一般の情勢につきましてはやはり外務省関係のほうが正確な御判断がつくのではないかと、かように考えております。

○秋山俊一郎君 それではいづれ他日そういう情報のわかることの当局に來て頂いてもう少し伺いたいと思ひます。今日はこの程度でやめます。

○委員長(森崎隆君) それでは今日はこれを以て散会いたします。

午後四時三十四分散会

昭和二十九年六月二日印刷

昭和二十九年六月三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局